

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和５年度会計検査の対象となっており、令和４年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年１０月２３日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
ア 実質的に水稻の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった	ア 水稻作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること
イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった	イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること
ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった	ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること
エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった	エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

会計検査院からの処置要求に対する対応方針

- 会計検査院からの改善の処置要求への対応として、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者に対する周知徹底を図るとともに、本年4月に通知を改正し、同交付金の適切な運用を推進。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
ア 水稻作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること	ア 交付対象水田に、 <u>国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u>
イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること	イ 自家利用の飼料作物等については、 <u>収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u>
ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること	ウ 飼料作物、WCS等について、 <u>収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u>
エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること	エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u>